

## 令和3年玄海町議会定例会6月会議会議録

招集年月日	令和3年1月7日（木曜日）					
招集場所	玄海町議会議場					
開閉会日 時 及び 宣 告	開議	令和3年6月15日午前10時00分			議長	上田利治君
	散会	令和3年6月15日午前10時06分			議長	上田利治君
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員  ○ 出席 × 欠席 × 不応招  出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小山善照君	○	2	山口寛敏君	○
	3	宮崎吉輝君	○	4	井上正旦君	○
	5	池田道夫君	○	6	欠番	
	7	友田国弘君	○	8	中山昭和君	○
	9	岩下孝嗣君	○	10	上田利治君	○
	会議録署名議員	5番	池田道夫君		4番	井上正旦君
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長 教育長 防災安全課長 住民課長兼会計管理者 農林水産課長 生活環境課長	脇山伸太郎君 中島安行君 加納晴美君 脇山和彦君 山口善正君 鈴木博之君	副町長 総務課長 企画商工課長 健康福祉課長 まちづくり課長 教育課長	西立也君 平川一男君 日高大助君 中山ふみ君 中村大造君 中山昌直君		
職務のために議場に出席した者の氏名	事務局長	熊本秀樹	議会事務局主査	松本辰範		

## 令和3年玄海町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和3年6月15日 午前10時開議

- 日程1 議案第27号 町道路線の認定について（町道諸浦有浦下線ほか）  
議案第28号 町道路線の認定について（町道清水一号線）  
議案第29号 玄海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第30号 玄海町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第31号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第32号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第3号）
- 日程2 議第2号 玄海町議会議員政治倫理条例の制定について

---

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程1 議案第27号 町道路線の認定について（町道諸浦有浦下線ほか）  
議案第28号 町道路線の認定について（町道清水一号線）  
議案第29号 玄海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第30号 玄海町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第31号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第32号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第27号 町道路線の認定について（町道諸浦有浦下線ほか）から議案第32号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第3号）までの以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、6月7日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

6月7日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第27号 町道路線の認定について（町道諸浦有浦下線ほか）から議案第32号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第3号）までの以上6件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号 町道路線の認定について（町道諸浦有浦下線ほか）から議案第32号 令和3年度玄海町一般会計補正予算（第3号）までの以上6件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 2 議第 2 号議案 玄海町議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 議第 2 号議案 玄海町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、岩下孝嗣君。

**○議会運営委員長（岩下孝嗣君）**

玄海町議会議員政治倫理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今日、地方自治体を取り巻く環境は、分権型社会の構築や規制緩和の進展により大きく変動しております。そのような中、住民意思を代表する機関として、地方議会が持つ役割はますます大きくなっているところであります。

町民の厳粛な信託を受けた、議員としての責務を自覚し、その負託に応えるためには、議員一人一人が応分の責任と倫理、品位と見識を持って政治活動を行わなければなりません。議員の政治倫理の確立とさらなる資質向上に努めるとともに、町民の代表者としての権能と責務を自覚して職務を遂行し、公正で民主的な町政の発展に寄与するため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するとしております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第2号議案 玄海町議会議員政治倫理条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（上田利治君）**

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和 3 年玄海町議会定例会 6 月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時6分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員